

株式会社モバイルファクトリー

証券コード：3912

第24期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年3月25日（火曜日）
午前11時
（受付開始時刻 午前10時30分）

開催
場所

東京都品川区西五反田7丁目9番地5号 SGテラス1階
TA Conference セミナールーム

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員で
ある取締役を除く。）3
名選任の件



株 主 各 位

東京都品川区東五反田五丁目22番33号
株式会社モバイルファクトリー
代 表 取 締 役 宮 嶋 裕 二

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第24期定時株主総会招集ご通知」及び「第24期定時株主総会その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト

https://www.mobilefactory.jp/ir/ir_stock_info/ir_gene_meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、本株主総会につきまして、座席数を大幅に減らしているため、インターネット又は書面
により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年3月24日
(月曜日) 午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

株主の皆様へのご案内

- ・規模を縮小しての開催とするため、ご準備できる座席数には限りがございます。インター
ネット又は書面により議決権の事前行使をお願いいたします。
 - ・当日の様子はインターネットにてライブ配信いたします。視聴方法は後掲の「株主総会の
ライブ配信及び事前質問の受付のご案内」をご参照ください。
 - ・お土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。
 - ・議長を含む役員一同はオンラインによる出席とさせていただきます。
- 皆様にはご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2025年3月25日（火曜日）午前11時
（なお、受付開始時間は、午前10時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都品川区西五反田7丁目9番地5号 SGテラス1階
TA Conference セミナールーム
3. 目的事項
報告事項
1. 第24期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ◆事業報告の以下の事項
- ・会社の新株予約権等に関する事項
 - ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ◆連結計算書類の以下の事項
- ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
- ◆計算書類の以下の事項
- ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

●書面郵送による議決権行使



当日ご出席されない場合は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限 2025年3月24日（月曜日）午後6時30分必着

●インターネットによる議決権行使



次頁をご参照の上、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又は議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net> にて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限 2025年3月24日（月曜日）午後6時30分まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご覧ください。>>>

●当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2025年3月25日（火曜日）午前11時

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社（以下）までお問い合わせください。

- (1) インターネットによる議決権行使の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-88-0768 （9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-49-7009 （平日9：00～17：00）

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年3月24日（月曜日）午後6時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

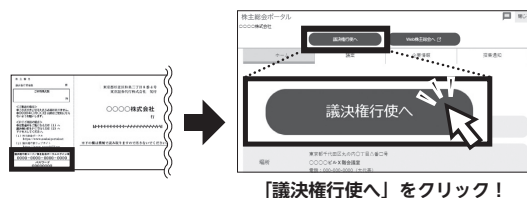
以下のURLより議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」「パスワード」をご入力の上、アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.tosyodai54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-88-0768

（受付時間 9時～21時）

株主総会のライブ配信及び事前質問の受付のご案内

株主の皆様は株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ配信を行います。なお、本ライブ配信は視聴のみであり、議決権行使やご質問等を行うことはできませんので、予めご了承ください。また、株主様より事前のご質問をお受けいたします。

＜ライブ配信ご視聴の手続き＞

1. 本ライブ配信のご視聴を希望される株主様は、登録期限までに下記の登録用URLよりアクセスいただき、必要事項をご入力ください。
2. ご登録いただいたメールアドレス宛に視聴用のURLをお送りいたします。
3. 開始時刻になりましたら、視聴用のURLにアクセスください。
(総会開始5分前より視聴可能となる予定です)

登録期限

登録用URL

＜事前質問の受付につきまして＞

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主の皆様より事前質問を承ります。いただいたご質問のうち、株主の皆様のご関心が高い事項につきましては、議長の判断により、株主総会当日に説明させていただきます。前項の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

-
- ◎本ライブ配信をご視聴される株主様は会社法に定める出席には当たりません。
 - ◎本ライブ配信は視聴のみであり、議決権行使やご質問等を行うことはできません。
 - ◎アクセスの集中等が生じた場合、ご視聴いただけない場合がございます。
 - ◎通信機器や回線の環境等により映像や音声の乱れや切断が生じる可能性がございます。
 - ◎ライブ配信をご視聴いただくための通信料等につきましては、株主様のご負担とさせていただきます。
 - ◎何らかの事情により配信を中止、又は配信方法を変更した場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
 - ◎本ライブ配信の登録用URL及び視聴用URLの第三者への共有は行わないようお願いいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、総還元性向60%を目標に掲げ、累進配当を前提に、配当性向40%以上又はDOE 7%以上のいずれか高い水準での配当を実施するとともに、配当金総額との差分については、業績、財政状態及び株価水準等を総合的に勘案し、自己株式の取得を行うことを株主還元方針としております。

第24期の期末配当につきましては、上記の株主還元方針に従い、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき37円00銭 総額279,107,280円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年3月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第70号）が2021年6月16日に施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社といたしましては、遠隔地の株主様と近隣の株主様が同等の条件で株主総会に出席できる、物理的な会場の確保が不要であることから株主総会の効率化・円滑化・日程の多様化に繋がる、また、感染症の拡大や天災地変の発生等への対策にも資する等のメリットがあるバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、現行定款第12条（招集）に第2項を新設するものであります。なお、産業競争力強化法第66条第1項の規定に基づき、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第11条 ＜条文省略＞ (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 ＜新 設＞ 第13条～第45条 ＜条文省略＞	第1条～第11条 ＜現行どおり＞ (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2. <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> 第13条～第45条 ＜現行どおり＞

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

【ご参考 候補者一覧】

候補者 番 号	氏 名				現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任				代表取締役	13回/13回 (100%)
2	再任	社外	独立役員		取締役	13回/13回 (100%)
3	再任	社外	独立役員		取締役	12回/13回 (92.3%)

1 宮 嶋 裕 二

みや しま

ゆう じ

(1971年7月24日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4 月 ソフトバンク株式会社
(現ソフトバンクグループ株式会社) 入社
1999年 7 月 株式会社サイバーエージェント入社
2001年 10月 有限会社モバイルファクトリー設立
2003年 4 月 株式会社モバイルファクトリーに組織変更、代表取締役就任
(現任)
2018年 7 月 株式会社ビットファクトリー設立、代表取締役就任

■ 所有する当社の株式の数

3,767,300株

■ 取締役在任年数

24年

■ 取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、創業者として強力なリーダーシップを発揮するとともに、インターネット業界に関する豊富な知識や経験を有しており、当社の経営方針の決定において極めて重要な役割を果たしており、引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であると判断しております。



■ 所有する当社の株式の数

14,600株

■ 取締役在任年数

8年

■ 取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4月 株式会社エニックス
(現株式会社スクウェア・エニックス) 入社
2013年 9月 株式会社NubeeTokyo入社
エグゼクティブプロデューサー兼、プロデュース・プロモーション・海外協業・国内協業・法務部門長就任
2016年 3月 ちゅらっぷす株式会社取締役就任
2016年 6月 株式会社ArAtA取締役就任 (現任)
2016年11月 AppBeach株式会社取締役就任
(2018年7月にちゅらっぷす株式会社に吸収合併)
2017年 3月 当社社外取締役就任 (現任)
2017年 8月 モリカترون株式会社取締役就任 (現任)
2017年11月 ルートフォー株式会社取締役就任
2018年 5月 Amusement Asset Associates株式会社取締役就任 (現任)
2018年10月 モノビット・モリカترونホールディングス株式会社
(現monoAI technology株式会社) 取締役就任 (現任)
2018年12月 RingZero株式会社取締役就任 (現任)
2023年 4月 京都芸術大学芸術学部キャラクターデザイン学科教授就任

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、長年ゲーム会社でプロデューサーを務めるとともに、ゲーム業界で取締役を務めるなど、経営及びゲーム業界に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断したためであります。同氏には、当社のモバイルゲーム事業を中心とした各サービスの開発・運営において、適切な助言をいただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、8年となります。



■ 所有する当社の株式の数
一株

■ 取締役在任年数
7年

■ 取締役会への出席状況
12回/13回 (92.3%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月 株式会社電通入社
2002年 5 月 株式会社ブーズ・アレン・ハミルトン
(現PwC Strategy&) 入社
2007年 1 月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社
2010年 4 月 株式会社A.T.カーニー入社
2011年 5 月 株式会社ヘイ・グループ (現コーン・フェリー・ヘイグループ) 入社
2015年 1 月 同社シニア・クライアント・パートナー就任
2018年 3 月 当社社外取締役就任 (現任)
2019年 9 月 株式会社中川政七商店社外取締役就任 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年コンサルタントを務めるなど、経営や組織作りに関する知識や経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断したためであります。同氏には、当社の組織体制の構築や人材開発において、適切な助言をいただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、7年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 成沢 理恵氏及び山口 周氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。成沢 理恵氏及び山口 周氏の社外取締役選任の承認をいただいた場合には、上記契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める額としております。
4. 当社は、成沢 理恵氏及び山口 周氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任の承認をいただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。
5. 当社の独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約において填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での契約更新を予定しております。
7. 所有する当社の株式の数は、2024年12月31日時点のものです。

【ご参考】

本総会において、議案を原案どおりご承認いただいた場合の取締役会の構成及び各取締役が有する専門性と経験・知見（スキルマトリックス）は、以下のとおりとなります。

氏名	地位	社外	専門性・経験・知見						
			経営・事業戦略	マーケティング	国際経験	テクノロジー	法務	財務・会計	組織人材
宮嶋 裕二	代表取締役		●	●		●			●
成沢 理恵	取締役	■	●	●	●		●		
山口 周	取締役	■	●	●	●				●
塩澤 義介	取締役 (監査等委員)	■	●					●	
伊藤 英佑	取締役 (監査等委員)	■		●				●	
行方 一正	取締役 (監査等委員)	■	●		●			●	●

以上

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)	当連結会計年度 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)	増減率
売上高	3,370,015	3,317,532	△1.6%
EBITDA (注)	1,046,598	1,060,220	1.3%
営業利益	945,188	1,058,348	12.0%
経常利益	940,872	1,057,189	12.4%
親会社株主に帰属する 当期純利益又は損失 (△)	△941	699,120	－%
1株当たり当期純利益 又は損失 (△) (円)	△0.12	92.20	－%

(注) EBITDA = 営業利益 + 減価償却費 + のれん償却費 + 株式報酬費用

2024年12期より指標の有用性向上を図るためEBITDAの定義を変更しております。なお、前連結会計年度のEBITDAについても定義を変更した後の数値で記載しております。従前の定義による当連結会計年度のEBITDAは1,059百万円（前期比1.6%増）となります。

当連結会計年度において当社グループは、主にコンテンツ事業の減収により連結売上高は前期実績を下回ったものの、引き続きモバイルゲーム事業において主力サービスの位置情報連動型ゲームが業績を力強く牽引したことにより、前期に次ぐ高水準となりました。

営業利益以下の各利益段階につきましては、主にのれん償却費の減少により前期を上回っております。

上記の結果、当連結会計年度における売上高は前年同期比1.6%減の3,317,532千円、EBITDAは同1.3%増の1,060,220千円、営業利益は同12.0%増の1,058,348千円、経常利益は同12.4%増の1,057,189千円、親会社株主に帰属する当期純利益は699,120千円となりました。

当社は、事業種類別のセグメントから構成されており、「モバイルゲーム事業」、「コンテンツ事業」の2つを報告セグメントとして区分しております。
セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

・モバイルゲーム事業

モバイルゲーム事業の主力サービスである位置情報連動型ゲーム「駅メモ！（ステーションメモリーズ!）」において、10周年記念施策やラッピングガチャが好調で業績をけん引したものの、レイドイベント等の不調が要因となり、売上高は前年同期比で減少しております。そのような状況において、収益の安定と強化を図るべく、ユーザーエンゲージメントを高める活動に注力いたしました。

地方自治体や鉄道事業者との協業による地方創生、及び他社IPとのコラボイベント等を実施したほか、「駅メモ！」10周年を記念したオリジナルグッズの販売や豪華声優陣による追加ボイスの配信を実施いたしました。また、地図機能のアップデート及び新機能「旅の思い出」、「マンスリーミッション」等をリリースし、体験価値向上を図りました。加えて、10周年記念施策の一環として、オフラインイベント「Memories Fan Meeting 2025」を企画し、同イベントは2025年1月12日に開催いたしました。

なお、ブロックチェーン事業撤退に伴う組織再編成を受け、「駅メモ！」ヘリソースを集中したことにより人件費が増加しております。

この結果、同事業の売上高は3,031,892千円（前年同期比0.4%減）となり、セグメント利益は901,599千円（前年同期比18.3%減）となりました。

・コンテンツ事業

コンテンツ事業では、自社で運営している各着信メロディサービスの課金会員数は緩やかに減少しております。

この結果、同事業の売上高は285,604千円（前年同期比11.3%減）となり、セグメント利益は215,446千円（前年同期比6.9%減）となりました。

・その他

その他につきましては、ブロックチェーン事業及びSuishow事業で構成されており、売上高は35千円（前年同期比99.2%減）となり、セグメント損失は58,698千円（前年同期はセグメント損失389,540千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「わたしたちが創造するモノを通じて、世界の人々をハッピーにすること」をミッションに掲げ、グループ全体として各種の経営施策に取り組んでおります。このミッションに基づき、主力のモバイルゲーム事業の更なる進化を目指すとともに、継続してコンテンツ事業での安定収益の確保に励んでまいります。また、AIを活用した全社的な生産性の向上に努めてまいります。

そのために、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

①位置情報連動型ゲームの成長

当社グループは、「ステーションメモリーズ！」を中心としたモバイルゲーム事業の位置情報連動型ゲームに注力しており、当社グループのサービスの主軸を担っております。当該サービスを引き続き成長させるため、以下について取り組んでまいります。

- イ. ユーザー数を増加させることが重要な課題であると認識しております。そのため、WEBプロモーションへの積極的な投資、他社コンテンツとのタイアップやコラボレーション等を通じて新規ユーザーの獲得に努めてまいります。
- ロ. ユーザーに長期間継続して利用いただくことが重要な課題であると認識しております。そのため、地方自治体や鉄道事業者との取り組み等の各種施策を実施することでサービスへの満足度及びエンゲージメントを高め、継続率の向上に努めてまいります。
- ハ. 必要な人員を十分に確保し、当該サービスにリソースを集中いたします。

②サービス品質管理力の強化

当社グループは、提供するサービスについて継続的に遊んでいただくことが重要と考えております。お客様に継続的に当社サービスをご利用いただくためには、マーケティングリサーチから汲み取ったお客様のニーズを実際のサービスに反映するとともに、満足していただける品質で提供することが求められ、高い品質管理体制の構築が重要であると認識しております。

このため、当社グループのコンテンツをお客様に提供するまでの全ての制作工程について品質のチェックを強化するとともに、継続的に改善を行い高品質なサービスを提供できる仕組みの構築を追求してまいります。

③開発力の強化のための人材確保

モバイル端末の高機能化、通信インフラの高速化・大容量化、コンテンツの多様化等により、当社グループの事業領域は今後も付加価値の高いサービスの提供が求められると考えられます。将来にわたりお客様から支持されるには、質の高い技術開発及び運営体制の構築が重要であると認識しております。このため、以下について注力してまいります。

- イ. 高い技術力を持つ優秀な人材の確保が重要であると認識しております。現在は新卒採用を中心に行っておりますが、中途採用も適宜実施し、当社の求める人物像にあった人材の確保に努めてまいります。
- ロ. 社内の人材育成のため、能力開発が重要となります。専門職別の勉強会の開催や社外研修への参加等、新たな技術の取得への支援により、開発者が成長を実感できるような体制・制度を整えてまいります。
- ハ. 優秀な人材の確保及び維持のために、新しい生活様式に適応した「モバワーク」(※)の導入による遠方在住の人材の採用や福利厚生の実施、従業員への報奨等を積極的に進めております。報奨については、人事制度において定めており、成果を挙げた従業員への業績連動型賞与の支給や表彰を行っております。今後も会社の状況にあった人事制度を構築・運用してまいります。

※モバワーク：リモートワークをメインとした当社独自の柔軟な働き方

④事業領域の拡大

モバイルコンテンツ市場及びゲーム等のエンターテインメント市場の拡大に伴い、顧客が求めるサービスのニーズは多様化しております。当社グループは、これら顧客に対応したサービス拡充を行っていくことが、当社グループの事業展開における一層の付加価値向上に繋がるものと考えており、当社グループの既存事業と事業シナジーを有する周辺業務については積極的に事業領域の拡大を検討していく方針であります。当該事業領域の拡大については、自社においてスキルを有する人材の採用又は他の専門性を有する事業者との提携により行っていくことを基本としておりますが、必要に応じて企業の買収等も検討していく方針であります。

⑤情報セキュリティ強化

当社グループは業務システムへの不正アクセス等を防止するため、多層的な防御施策を実施し、情報セキュリティ管理体制の一層の強化を図ってまいります。また、情報セキュリティの強化を目的に、定期的に脆弱性診断を実施してまいります。

⑥コーポレートガバナンスの充実と内部管理体制の強化

当社グループは今後も更なる業容拡大を図るため、当社の成長段階に沿った内部管理体制の強化が必要と認識しております。当社グループでは、内部統制に基づき業務プロセスの整備を行い、業務を有効的かつ効率的に行ってまいります。また、研修や社内勉強会等を開催し、内部統制及びコンプライアンスの強化を通じてコーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

⑦生産性向上

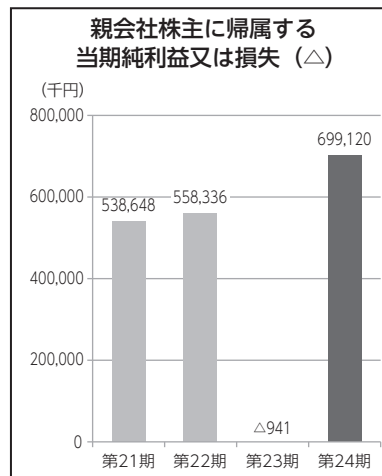
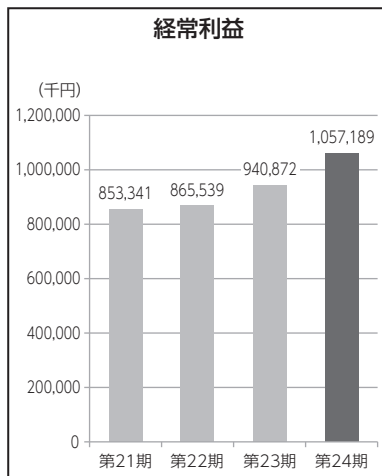
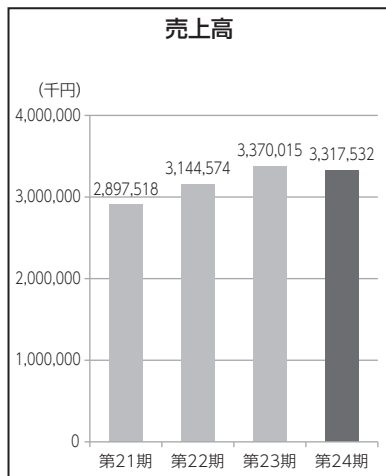
当社グループは、今後も継続的に成長するために、「モバワーク」の推進とともに、AIやツールの利用等による業務の効率化や能力開発に取り組み、フルリモートワークにおける生産性の向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2021年度 第 21 期 (2021年12月期)	2022年度 第 22 期 (2022年12月期)	2023年度 第 23 期 (2023年12月期)	2024年度 第 24 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高	2,897,518 千円	3,144,574 千円	3,370,015 千円	3,317,532 千円
経常利益	853,341 千円	865,539 千円	940,872 千円	1,057,189 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失 (△)	538,648 千円	558,336 千円	△941 千円	699,120 千円
1株当たり当期純利益又は損失 (△)	64.69 円	69.70 円	△0.12 円	92.20 円
総資産	3,304,321 千円	3,522,768 千円	3,870,210 千円	4,218,441 千円
純資産	2,873,128 千円	3,041,384 千円	3,004,648 千円	3,407,363 千円
1株当たり純資産額	346.79 円	384.77 円	381.09 円	451.49 円
自己資本比率	86.9 %	86.3 %	77.6 %	80.7 %

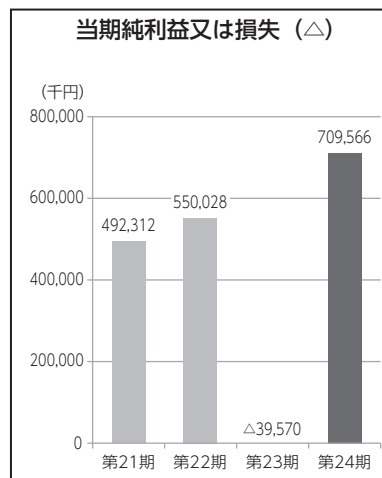
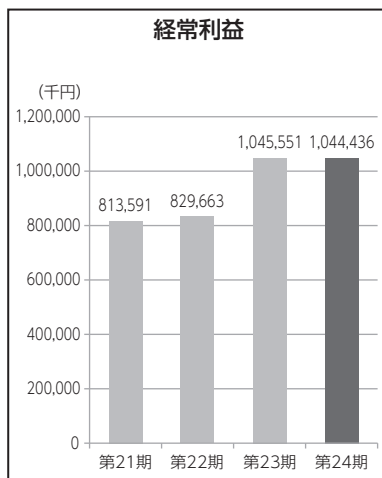
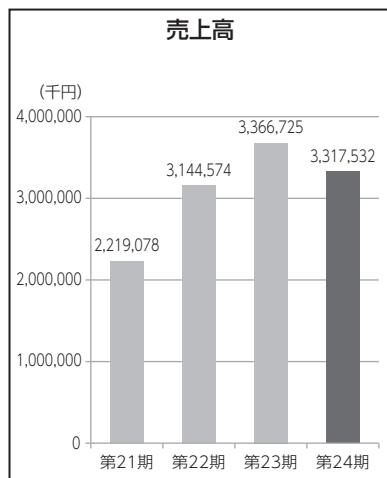
(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期の期首から適用しており、第22期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



②当社の財産及び損益の状況

区 分	2021年度 第 21 期 (2021年12月期)	2022年度 第 22 期 (2022年12月期)	2023年度 第 23 期 (2023年12月期)	2024年度 第 24 期 (当事業年度) (2024年12月期)
売 上 高	2,219,078 千円	3,144,574 千円	3,366,725 千円	3,317,532 千円
経 常 利 益	813,591 千円	829,663 千円	1,045,551 千円	1,044,436 千円
当期純利益又は損失 (△)	492,312 千円	550,028 千円	△39,570 千円	709,566 千円
1株当たり当期純利益又は損失 (△)	59.13 円	68.66 円	△5.05 円	93.58 円
総 資 産	3,076,841 千円	3,245,847 千円	3,552,424 千円	3,884,724 千円
純 資 産	2,773,576 千円	2,905,534 千円	2,830,169 千円	3,243,330 千円
1 株 当 たり 純 資 産 額	334.77 円	367.58 円	358.95 円	429.75 円
自 己 資 本 比 率	90.1 %	89.5 %	79.6 %	83.4 %

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期の期首から適用しており、第22期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	内容
株式会社ジーワンダッシュ	10,000千円	100%	モバイルゲーム事業
株式会社ビットファクトリー	10,000千円	100%	モバイルゲーム事業
Suishow株式会社	17,534千円	100%	Suishow事業

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは、事業種類別のセグメントから構成されており、モバイルゲーム事業、コンテンツ事業の2つを主要な事業としております。

事業区分	主な事業内容	サービスジャンル
モバイルゲーム事業	位置情報を利用したゲームであり、コレクション要素も兼ね備えたゲーム	位置情報連動型ゲーム
コンテンツ事業	通信キャリアを通じて運営する着信メロディ等	着信メロディ スタンプ&メロディ等

(8) 主要な営業所（2024年12月31日現在）

営業所名	所在地
本社	東京都品川区東五反田五丁目22番33号 TK池田山ビル 2 階

(9) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
84（12）	7名減（2名減）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しています。

②当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84（12）	5名減（1名増）	33.8歳	7.0年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しています。

(10) 主要な借入先（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 32,560,000株

(2) 発行済株式の総数 8,925,495株

(3) 株主数 4,212名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
宮 嶋 裕 二	3,767,300 株	49.94 %
村 上 貴 明	198,100	2.63
片 岡 夏 輝	172,800	2.29
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	169,200	2.24
末 永 和 人	161,000	2.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	79,100	1.05
萩 谷 誠	49,000	0.65
BNYM AS AGT/CLTS US PENSION FUND GLOBAL BUSINESS	45,300	0.60
楽天証券株式会社	44,000	0.58
横 山 守	40,000	0.53
篠 千 秋	40,000	0.53

(注) 1. 当社は自己株式1,382,055株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年1月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について決議し、当事業年度中に市場取引により、337,900株の自己株式を取得いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
宮﨑 裕二	代表取締役	
成沢 理恵	取締役（非常勤）	株式会社ArAtA 取締役 モリカトン株式会社 取締役 Amusement Asset Associates株式会社 取締役 monoAI technology株式会社 取締役 RingZero株式会社 取締役
山口 周	取締役（非常勤）	株式会社中川政七商店 社外取締役
塩澤 義介	取締役（常勤監査等委員）	株式会社ジーワンダッシュ 監査役 株式会社ビットファクトリー 監査役
伊藤 英佑	取締役（監査等委員）	伊藤会計事務所 代表 八面六臂株式会社 社外監査役 株式会社ライブレボリューション 社外監査役 株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役 株式会社アピリッツ 社外監査役
行方 一正	取締役（監査等委員）	株式会社ピーストラベルプロジェクト 代表取締役 第一カッター興業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 成沢理恵、山口周、塩澤義介、伊藤英佑、行方一正の各氏は、社外取締役であります。なお、各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 当社は、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、塩澤義介氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 監査等委員 塩澤義介氏は、他社において資金部長、監査役を務めるなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員 伊藤英佑氏は、公認会計士として財務及び会計に関して相当程度の知見並びに、企業監査に関する豊富な実績と高い見識を有するものであります。
5. 監査等委員 行方一正氏は、他社において取締役、経理部長を務めるなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、当社が保険料の全額を負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金並びに訴訟費用等について補填されます。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については、補填の対象外としております。

(4) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のとおり、決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること等の確認をしており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の役員報酬等は、株主との価値共有を促進し説明責任を十分に果たせる客観性と透明性を備えた上で、優秀な人材の確保・維持できる水準を勘案し当社の持続的な成長を実現すべく、業績拡大及び中長期的な企業価値向上へのインセンティブとなる報酬体系とすることを基本方針としております。

b. 報酬等の体系

当社の役員報酬等の体系は、2021年2月19日開催の取締役会において決議した、固定報酬の基本報酬と短期業績連動報酬の役員賞与により構成されております。その他、中長期業績連動報酬の株式報酬について現在、検討中であります。

基本報酬は各取締役の責任、役割等に応じて決定するものとしております。役員賞与は当該期の業績と各取締役の職位及び実績等を勘案の上で決定するものとしております。

いずれも株主総会の決議により定められた限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき代表取締役が委任を受けるものとしております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等は、2022年3月24日開催の定時株主総会の決議による報酬限度額内（取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額200,000千円以内（内、社外取締役については40,000千円）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額40,000千円以内になります。なお、取締役の報酬限度額には、従業員兼務取締役の従業員分給与相当額は含まれておりません。）において決定しております。

当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（内、社外取締役については2名）、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役の宮嶋裕二氏が取締役個人の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、取締役の個人別の基本報酬及び役員賞与の決定であります。なお、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会決議による限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

④取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	11,625 (6,000)	11,625 (6,000)	— (—)	— (—)	3名 (2名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合 計 （うち社外取締役）	24,825 (19,200)	24,825 (19,200)	— (—)	— (—)	6名 (5名)

（注）取締役の報酬等の額には、従業員兼務取締役の従業員分給与相当分は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- 取締役 成沢理恵氏は、株式会社ArAtA、モリカترون株式会社、Amusement Asset Associates株式会社、monoAI technology株式会社及びRingZero株式会社の取締役を兼職しておりますが、当該兼職先との間には特別な関係はありません。
- 取締役 山口周氏は、株式会社中川政七商店の取締役を兼職しておりますが、当該兼職先との間には特別な関係はありません。
- 取締役（監査等委員） 塩澤義介氏は、子会社である株式会社ジーワンダッシュ及び株式会社ビットファクトリーの監査役を兼任しております。
- 取締役（監査等委員） 伊藤英佑氏は、伊藤会計事務所代表、八面六臂株式会社、株式会社ライブレボリューション、株式会社マーケットエンタープライズ及び株式会社アピリッツの監査役を兼職しておりますが、当該兼職先との間には特別な関係はありません。
- 取締役（監査等委員） 行方一正氏は、株式会社ピーストラベルプロジェクトの代表取締役及び第一カッター興業株式会社の取締役を兼職しておりますが、当該兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	成沢 理恵	当事業年度に開催された取締役会全13回のうち13回に出席いたしました。会社経営・ゲーム事業の推進に関する豊富な経験、知識に基づいた発言や経営方針等に関する助言を行っております。
取締役	山口 周	当事業年度に開催された取締役会全13回のうち12回に出席いたしました。会社経営・組織作りに関する豊富な経験、知識に基づいた発言や経営方針等に関する助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	塩澤 義介	当事業年度に開催された取締役会全13回のうち13回に出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会全13回のうち13回に出席いたしました。財務・経理・会社経営及び上場企業におけるコンプライアンスやガバナンス等に関する豊富な経験と実績をもとに、審議に関して必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	伊藤 英佑	当事業年度に開催された取締役会全13回のうち13回に出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会全13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士の専門家として財務・経理の知見を保有するとともに企業監査における豊富な経験、知識に基づいた助言や審議に関して必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	行方 一正	当事業年度に開催された取締役会全13回のうち13回に出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会全13回のうち13回に出席いたしました。財務・経理・会社経営等の多岐にわたる管掌部門及び上場企業におけるコンプライアンスやガバナンス等に関する豊富な経験と実績をもとに、審議に関して必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	31,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	31,200千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務の遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識するとともに、持続的な成長に必要な経営体質の強化及び設備投資等を行うことも経営上重要と捉えております。そのため、持続的な成長のための内部留保と株主に対する利益還元をバランスよく実施していくことを考えております。

2024年7月26日に開示いたしました「株主還元方針の変更及び配当予想の修正に関するお知らせ」のとおり、2024年12月期より、継続的な増配を目指す累進配当を開始するため、以下のとおり変更いたしました。

総還元性向60%を目標に掲げ、累進配当を前提に、配当性向40%以上又はDOE 7%以上のいずれか高い水準での配当を実施するとともに、配当金総額との差分については、業績、財政状態及び株価水準等を総合的に勘案し、自己株式の取得を行うことを株主還元方針としております。

なお、2024年12月期におきましては、当社グループ株主還元方針に則り、業績・財政状態及び株価水準等を総合的に勘案し、当社普通株式1株につき37円の配当を行うことといたしました。また、当期においては、2024年1月31日から2024年3月6日の期間中に、自己株式337千株を249,957千円にて取得いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
流 動 資 産	3,751,165	流 動 負 債	811,078
現 金 及 び 預 金	3,111,756	買 掛 金	24,634
売 掛 金	576,285	未 払 金	480,773
貯 蔵 品	2,032	未 払 法 人 税 等	149,682
前 払 費 用	46,342	未 払 消 費 税 等	38,540
そ の 他	14,787	前 受 金	68,650
貸 倒 引 当 金	△38	賞 与 引 当 金	44,688
固 定 資 産	467,276	そ の 他	4,107
有 形 固 定 資 産	796	負 債 合 計	811,078
工 具、器 具 及 び 備 品	2,206	純 資 産 の 部	金 額
減 価 償 却 累 計 額	△1,410	株 主 資 本	3,405,160
工具、器具及び備品(純額)	796	資 本 金	504,757
無 形 固 定 資 産	105	資 本 剰 余 金	280,257
ソ フ ト ウ エ ア	105	利 益 剰 余 金	4,065,266
投 資 そ の 他 の 資 産	466,374	自 己 株 式	△1,445,120
投 資 有 価 証 券	104,552	その他の包括利益累計額	630
繰 延 税 金 資 産	330,781	その他の有価証券評価差額金	630
敷 金 及 び 保 証 金	31,040	新 株 予 約 権	1,573
資 産 合 計	4,218,441	純 資 産 合 計	3,407,363
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,218,441

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
売上 販売費 営業 受物暗 営業 投資 経 特 特 投資 訴 税金 法人 法 当 親	上 上 費 業 業 受物 暗 所 業 投資 自 所 経 特 特 投資 訴 税金 法人 法 当 親	原 一 般 利 収 利 却 評 価 の 費 組 合 運 用 取 得 費 の 利 利 和 解 権 戻 入 損 費 用 費 前 当 期 純 利 益 税 及 び 事 業 税 調 整 額 純 利 益 当 期 純 利 益	高 価 益 費 益 息 益 益 他 用 損 用 他 益 益 金 益 失 損 等 用 益 税 額 益 益 純 利 益		3,317,532
					1,685,133
					1,632,398
					574,050
					1,058,348
				35	
				419	
				717	
				1,076	2,249
				2,027	
				708	
				671	3,407
					1,057,189
				12,000	
				55	12,055
				30,843	
3,222					
11,545	45,611				
	1,023,632				
302,569					
21,943	324,512				
	699,120				
	699,120				

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
流 動 資 産	3,402,146	流 動 負 債	641,394
現 金 及 び 預 金	2,777,099	買 掛 金	24,634
売 掛 金	563,228	未 払 金	346,629
貯 蔵 品	2,032	未 払 費 用	462
前 渡 金	5,099	前 受 金	55,109
前 払 費 用	46,314	未 払 法 人 税 等	140,359
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	24,996	未 払 消 費 税 等	25,907
そ の 他	8,410	預 り 金	3,443
貸 倒 引 当 金	△25,034	賞 与 引 当 金	44,688
固 定 資 産	482,578	そ の 他	160
有 形 固 定 資 産	88	負 債 合 計	641,394
工 具、器 具 及 び 備 品	419	純 資 産 の 部	金 額
減 価 償 却 累 計 額	△330	株 主 資 本	3,241,127
工具、器具及び備品(純額)	88	資 本 金	504,757
無 形 固 定 資 産	105	資 本 剰 余 金	280,257
ソ フ ト ウ エ ア	105	資 本 準 備 金	280,257
投 資 そ の 他 の 資 産	482,384	利 益 剰 余 金	3,901,233
投 資 有 価 証 券	104,552	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,901,233
関 係 会 社 株 式	20,000	繰 越 利 益 剰 余 金	3,901,233
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	62,506	自 己 株 式	△1,445,120
繰 延 税 金 資 産	356,791	評 価 ・ 換 算 差 額 等	630
敷 金 及 び 保 証 金	1,040	その他有価証券評価差額金	630
貸 倒 引 当 金	△62,506	新 株 予 約 権	1,573
資 産 合 計	3,884,724	純 資 産 合 計	3,243,330
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,884,724

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
売 上	高 価				3,317,532
売 上 原 価					1,671,819
売 上 総 利 益					1,645,713
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					607,576
営 業 外 収 益					1,038,136
受 取 利 息	974				
受 取 手 数 料	6,720				
物 品 売 却 益	419				
暗 号 資 産 評 価 益	391				
そ の 他 用 損	1,041				9,547
営 業 外 費					
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,027				
自 己 株 式 取 得 費	708				
そ の 他	510				3,247
経 常 利 益					1,044,436
特 別 利 益					
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	12,498				
受 取 預 約 和 解 戻 入 益	12,000				
新 株 予 約 権 戻 入 益	55				24,553
特 別 損 失					
投 資 有 価 証 券 評 価 損	30,843				
訴 訟 費 用	11,545				
特 別 調 査 費 用 等	3,032				45,421
税 引 前 当 期 純 利 益					1,023,568
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	287,126				
法 人 税 等 調 整 額	26,875				314,001
当 期 純 利 益					709,566

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

株式会社モバイルファクトリー
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 木 村 直 人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 吉 田 武 史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社モバイルファクトリーの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モバイルファクトリー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2025年1月30日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

株式会社モバイルファクトリー
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	木 村 直 人
------------------------	-------	---------

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	吉 田 武 史
------------------------	-------	---------

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社モバイルファクトリーの2024年1月1日から2024年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2025年1月30日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主に本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社について、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月14日

株式会社モバイルファクトリー 監査等委員会

常勤監査等委員 塩澤 義介 ㊞

監査等委員 伊藤 英佑 ㊞

監査等委員 行方 一正 ㊞

(注) 監査等委員塩澤義介、伊藤英佑及び行方一正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都品川区西五反田7丁目9番地5号 SGテラス 1階

TA Conference セミナールーム



交通の
ご案内

JR・都営地下鉄 五反田駅（徒歩5分） 東急池上線 大崎広小路駅（徒歩3分）

- ・お土産のご用意はございません。
- ・座席数に限りがあるため、ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。

第24期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

株式会社モバイルファクトリー

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

新株予約権の名称	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
発行決議日	2019年7月26日	2021年4月23日	2024年4月26日
新株予約権の数	820個	2,386個	480個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	82,000株	238,600株	48,000株
新株予約権の払込価額	1個当たり200円	1個当たり500円	1個当たり1,000円
新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,369円	1株当たり1,519円	1株当たり697円
権利行使期間	2021年4月1日から 2026年12月31日まで	2022年4月1日から 2030年12月31日まで	2025年4月1日から 2033年12月31日まで
新株予約権の行使の条件	別記1	別記2	別記3
新株予約権の交付状況	4名	85名	11名
当期末日における新株予約権の数	700個	1,906個	480個

別記1 権利行使条件は、以下のとおりであります。

①新株予約権者は、EBITDAが下記(a)又は(b)に掲げる水準を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として当該条件を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から1年を経過する日までの間は、新たに行使可能となった本新株予約権の50%を限度とし、1年を経過する日の翌日以降は当該各号において行使可能となった全てを行使することができる。

(a) 2020年12月期乃至2024年12月期の5事業年度のうち、いずれか単年度の事業年度において当社のEBITDAが16億円を超過した場合 行使可能割合：50%

- (b) 2020年12月期乃至2025年12月期の6事業年度のうち、いずれか単年度の事業年度において当社のEBITDAが20億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における税金等調整前当期純利益に支払利息額及び特別損失額を加算し特別利益額を減算、さらに、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

別記2 権利行使条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、2021年12月期から2026年12月期におけるEBITDAの額が、下記(a)乃至(h)に掲げる水準を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

- | | | |
|------------------|--------|------|
| (a) 16億円を超過した場合： | 行使可能割合 | 10% |
| (b) 18億円を超過した場合： | 行使可能割合 | 20% |
| (c) 20億円を超過した場合： | 行使可能割合 | 30% |
| (d) 22億円を超過した場合： | 行使可能割合 | 40% |
| (e) 24億円を超過した場合： | 行使可能割合 | 50% |
| (f) 26億円を超過した場合： | 行使可能割合 | 65% |
| (g) 28億円を超過した場合： | 行使可能割合 | 80% |
| (h) 30億円を超過した場合： | 行使可能割合 | 100% |

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における税金等調整前当期純利益に支払利息額及び特別損失額を加算し特別利益額を減算、さらに、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者（以下、本号に限り「贈与者」という。）は、当社取締役会の決議による承認を得ている場合に限り、新株予約権を任意の対象者（以下、本号に限り「受贈者」という。）に贈与することができる。ただし、受贈者が当該権利を行使するには、次に掲げる事項を全て充足しなければならない。
- (a) 受贈者の権利行使日において、贈与者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であること。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (b) 受贈者の権利行使について、予め当社取締役会の承認を得ること。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

別記3 権利行使条件は、以下のとおりであります。

①新株予約権者は、2024年12月期から2029年12月期におけるEBITDAの額が、下記(a)乃至(h)に掲げる水準を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

- (a) 12.5億円を超過した場合：行使可能割合 10%
- (b) 14.5億円を超過した場合：行使可能割合 20%
- (c) 15.5億円を超過した場合：行使可能割合 30%
- (d) 16.5億円を超過した場合：行使可能割合 40%
- (e) 17.5億円を超過した場合：行使可能割合 50%
- (f) 19億円を超過した場合：行使可能割合 65%
- (g) 21億円を超過した場合：行使可能割合 80%
- (h) 23億円を超過した場合：行使可能割合 100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者（以下、本号に限り「贈与者」という。）は、当社取締役会の決議による承認を得ている場合に限り、新株予約権を任意の対象者（以下、本号に限り「受贈者」という。）に贈与することができる。ただし、受贈者が当該権利を行使するには、次に掲げる事項を全て充足しなければならない。

- (a) 受贈者の権利行使日において、贈与者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であること。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (b) 受贈者の権利行使について、予め当社取締役会の承認を得ること。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループが、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議した概要は以下のとおりであります。

①当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、「企業倫理規程」を始めとする社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。

また、当社の管理担当執行役員が中心となって業務分掌規程上「コンプライアンス管理」を管掌する部門とともに研修及びマニュアルの作成・公開を行うことにより、当社グループの役職員に対しコンプライアンスの知識の向上にも努めております。

さらに、当社の監査等委員による当社グループの取締役の業務執行の監視に加え、当社の内部監査人が内部監査規程に基づき、当社グループのコンプライアンス体制の調査、使用人の職務の遂行に関する状況の把握・監査等を定期的に行い、当社の代表取締役及び取締役会に報告しております。

②当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社グループの取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき作成、保存、管理しております。また、法令や社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、当社の監査等委員及び会計監査人等が閲覧・謄写可能な状態としております。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の代表取締役は、当社グループにおけるリスク管理に関する統括責任者に当社の管理担当執行役員を任命しております。

当社の管理担当執行役員は、「リスク管理規程」に基づき、業務分掌規程上「リスク管理」を管掌する部門とともに、リスク管理体制の構築・運用及び各部門間の連携強化などリスク管理を統括的に推進しております。

当社グループの各部門においては、内在するリスクの識別・分析・評価を行い、部門としてのリスク管理を実施するとともに、当社の管理担当執行役員を通じて取締役会及び監査等委員会に報告しております。

当社の取締役会は、リスク管理組織として業績に大きな影響を与えるリスクに対して、発生時の損失を最小限に留めるため、必要な対応方針を予め検討しております。

また、当社の内部監査人は、当社グループの各部門のリスク管理状況を監査し、当社の代表取締役及び取締役会に報告しております。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催しております。

また、当社グループの事業計画を定めるとともに当社グループの取締役間で共有し、当社グループとして達成すべき業績目標及び評価方法を明確化することで、当該目標の達成に向けて各部門とともに効率的な達成方法を定めております。なお、計画に対する進捗は定時の取締役会にて報告・検証・分析され、全社的な業務効率の向上を図っております。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、当社の取締役、執行役員及び子会社の代表取締役、並びに前述の者が出席を求めた役職員を構成員とする会議を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催します。

また、当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、稟議決裁により決定します。

さらに、当社は、当社グループに損失の危機が発生し、担当の部署がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社グループに及ぼす影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を確保し、これを推進します。

なお、当社グループは、当社の定める内部通報規程に従います。

⑥当社の監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社グループの取締役からの独立性に関する事項

当社の監査等委員が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置できるものとします。

当社の監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社グループの取締役等の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事異動に関しては、当社の監査等委員の同意を得た上で決定するものとします。以上の体制により使用人の取締役からの独立性を確保します。

⑦当社グループの取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項を発生させるとき、発生するおそれがあるとき、当社グループの取締役による違法又は不正な行為を発見したとき、その他当社の監査等委員会へ報告すべきと認めた事項が生じたときは、速やかに当社の監査等委員に報告することとしております。

また、当社の定める内部通報規程において、当社の監査等委員への内部通報に際し、当社グループの取締役及び使用人が不利な扱いを受けない旨を規定・施行しております。

当社の監査等委員は、重要な意思決定の状況を把握するため、当社グループの取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に報告を求めることができるものとしております。

⑧当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、当社の監査等委員はいつでも当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、当社グループの取締役は当社グループ内の重要な会議への当社の監査等委員の出席を拒めないものとしております。

当社の代表取締役は、当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会の開催前に監査等委員に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

当社グループの取締役は、監査制度に対する理解を深め、当社グループの社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。

当社は、当社の監査等委員がその職務の執行において、当社に対し費用を請求した際には、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当該請求を速やかに処理します。

なお、当社の監査等委員は当社の内部監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

⑨当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」に基づいて、毎年「財務報告に係る内部統制基本計画書」を制定し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

⑩当社グループの反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、当社グループに属する企業の社会的責任及び企業防衛の観点から「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力の排除に係る信用調査実施ガイドライン」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないこととしております。

整備状況に関しては、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関から企業防衛に関する必要な情報収集を行い、役職員への啓蒙活動に取り組むとともに、不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、適宜に警察・顧問弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処してまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当連結会計年度における、当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンス

「企業倫理規程」を始めとする社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。また、全社員に対してコンプライアンス意識の浸透を図るための研修を継続実施しております。

②リスク管理

「リスク管理規程」に基づき、半期に一度の社内リスクの洗い出し、各リスクに対する対策方針を整理し、取締役会へ報告しております。また、「危機管理規程」に基づき緊急時の対応を社内に周知しております。

③内部統制

内部監査人による内部監査及び内部統制に関する監査を通して、内部統制システムの整備、運用状況の評価、改善を行っており、当該取り組み状況は取締役会において報告しております。また、当期におきましては、開示すべき重要な不備は発見されておりません。

④取締役（監査等委員である取締役を除く。）

取締役は、原則月1回以上の取締役会を開催し、法令又は定款の定められた事項、及び経営上の重要な事項の決議を行っております。取締役会においては、取締役の職務執行の監督を行っております。また、2名を選任している社外取締役は、取締役会の監督機能を強化するとともに、経営やゲーム業界のサービス運営等に関する助言・発言をしております。

⑤取締役（監査等委員）

監査等委員は、取締役会への出席、常勤監査等委員による重要な会議への出席、及び取締役、使用人のヒアリング等に基づき内部統制の整備運用状況を確認し、より健全な運用を行うための助言を行っております。また、監査等委員は、会計監査人及び内部監査人と密に情報交換を行う体制を構築し、監査の実効性を確保しております。

⑥反社会的勢力排除

「反社会的勢力の排除に係る信用調査実施ガイドライン」に基づき、新規取引先との契約の前にはチェックを行っております。また、継続運用として主要取引先につきましても、同様のチェックを行う体制を構築しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	504,757	280,257	3,429,197	△1,195,162	3,019,048
当期変動額					
剰余金の配当			△63,050		△63,050
親会社株主に帰属 する当期純利益			699,120		699,120
自己株式の取得				△249,957	△249,957
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	636,069	△249,957	386,111
当期末残高	504,757	280,257	4,065,266	△1,445,120	3,405,160

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△15,548	△15,548	1,148	3,004,648
当期変動額				
剰余金の配当				△63,050
親会社株主に帰属 する当期純利益				699,120
自己株式の取得				△249,957
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	16,178	16,178	425	16,603
当期変動額合計	16,178	16,178	425	402,715
当期末残高	630	630	1,573	3,407,363

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	株式会社ジーワンダッシュ 株式会社ビットファクトリー Suishow株式会社

(2) 非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）
組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 総平均法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

③暗号資産の評価基準及び評価方法

暗号資産 算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(売却原価は移動平均法により算定)

(2)重要な減価償却資産の減価償却方法

①有形固定資産 定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
工具、器具及び備品 4年

②無形固定資産 定額法を採用しております。
主な自社利用のソフトウェア及びコンテンツについては、収益性を考慮した見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

区分	対象セグメント	主な収益認識時点
アイテム課金	モバイルゲーム事業	ゲーム内通貨を消費して、ゲーム内アイテムを取得した時点
利用料	モバイルゲーム事業 コンテンツ事業	利用期間に応じた一定期間

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
繰延税金資産 330,781千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、当連結会計年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号2018年2月16日）で示されている会社分類及び期末における将来減算一時差異等の解消見込年度のスケジュールリングに基づいております。

子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来減算一時差異については、予測可能な将来の期間に、解消される可能性が高く、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産に回収可能性があると判断し、繰延税金資産を計上しております。

これらの見積りは将来の不確実な経営環境の変化などにより影響を受け、スケジュールリングどおりに将来減算一時差異等の解消が進まない場合や、将来のいずれかの時点で損金に算入される可能性が高いと見込まれなくなった場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結損益計算書に関する注記

投資有価証券評価損

当連結会計年度において、投資有価証券の上場株式について30,843千円減損処理を行っております。

上場株式の減損処理にあたっては、当該株式の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合には、株式の評価額が著しく下落したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏づけられる場合を除き、減損処理をしております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,925,495	－	－	8,925,495

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,044,155	337,900	－	1,382,055

(変動事由の概要)

自己株式の取得による増加 337,900株

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類と数

第16回新株予約権普通株式 70,000株
第17回新株予約権普通株式 190,600株
第18回新株予約権普通株式 48,000株
第18回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月22日 定時株主総会	普通株式	63	8.0	2023年12月31日	2024年3月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年3月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 279百万円
② 1株当たり配当額 37円
③ 基準日 2024年12月31日
④ 効力発生日 2025年3月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産を購入しております。また、資金調達については借入れによる資金の調達は行っておりません。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い営業債権について、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を実施しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、財務担当部署において短期の資金繰り表を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	19,040	19,040	—
資産計	19,040	19,040	—

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。また、「敷金及び保証金」は主に資金決済に関する法律に基づく発行保証金として法務局へ供託しているものであるためリスクは僅少であり、かつ短期間に決済される負債の見合い金としての性格を有するため、時価が帳簿価額に近似すること、その他の敷金及び保証金については重要性が乏しいことから、注記を省略しております。
2. 以下の金融商品は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	10,460
投資事業有限責任組合 (※)	75,052

(※) 投資事業有限責任組合への出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	19,040	—	—	19,040
資産計	19,040	—	—	19,040

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	モバイルゲーム 事業	コ ン テ ン ツ 事業	計		
売上高					
アイテム課金	2,873,938	－	2,873,938	－	2,873,938
利用料	153,748	285,604	439,352	－	439,352
その他	4,205	－	4,205	35	4,241
顧客との契約から 生じる収益	3,031,892	285,604	3,317,496	35	3,317,532
外部顧客への売上高	3,031,892	285,604	3,317,496	35	3,317,532

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	金額
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	537,793
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	576,285
契約負債（期首残高）	55,102
契約負債（期末残高）	68,650

契約負債はユーザーからの課金に係る前受金等であります。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の前受金残高に含まれていたものの額に重要性はありません。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 451円49銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 92円20銭 |

重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社グループは、2025年1月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

2024年7月26日に開示いたしました「株主還元方針の変更及び配当予想の修正に関するお知らせ」のとおり、総還元性向60%を目標に掲げ、累進配当を前提に、配当性向40%以上又はDOE7%以上のいずれが高い水準での配当を実施するとともに、配当金総額との差分については、業績、財政状態及び株価水準等を総合的に勘案し、自己株式の取得を行うことを株主還元方針としております。

この方針に則り、株主還元及び資本効率と1株当たり利益（EPS）の向上を目的として自己株式の取得を行うことといたしました。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

435,000株（上限）（※）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：5.8%）

(3) 株式の取得価額の総額

402,000,000円（上限）（※）

(4) 取得期間

2025年2月1日から2025年8月31日まで

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付け

（※）上記(2)及び(3)は、それぞれ上限を定めたものであり、この実現を保証するものではありません。

株式市場の動向によっては、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。

株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当 事 業 年 度 期 首 残 高	504,757	280,257	280,257	3,254,717	3,254,717	△ 1,195,162	2,844,569
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△63,050	△63,050		△63,050
当 期 純 利 益				709,566	709,566		709,566
自 己 株 式 の 取 得						△249,957	△249,957
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	－	646,515	646,515	△249,957	396,558
当 事 業 年 度 末 残 高	504,757	280,257	280,257	3,901,233	3,901,233	△ 1,445,120	3,241,127

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 事 業 年 度 期 首 残 高	△15,548	△15,548	1,148	2,830,169
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△63,050
当 期 純 利 益				709,566
自 己 株 式 の 取 得				△249,957
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,178	16,178	425	16,603
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	16,178	16,178	425	413,161
当 事 業 年 度 末 残 高	630	630	1,573	3,243,330

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

③暗号資産の評価基準及び評価方法

暗号資産

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(売却原価は移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品

4年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

主な自社利用のソフトウェア及びコンテンツについては、収益性を考慮した見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

区分	対象セグメント	主な収益認識時点
アイテム課金	モバイルゲーム事業	ゲーム内通貨を消費して、ゲーム内アイテムを取得した時点
利用料	モバイルゲーム事業 コンテンツ事業	利用期間に応じた一定期間

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	356,791千円
--------	-----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号2018年2月16日)で示されている会社分類及び期末における将来減算一時差異等の解消見込年度のスケジューリングに基づいております。

また、スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金の算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金に算入される可能性が高いと見込まれるものについては、当該将来のいずれかの時点で回収できるものと判断し、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しております。

これらの見積りは将来の不確実な経営環境の変化などにより影響を受け、スケジューリングどおりに将来減算一時差異等の解消が進まない場合や、将来のいずれかの時点で損金に算入される可能性が高いと見込まれなくなった場合は、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示しているものを除く）

短期金銭債権	460,992千円
短期金銭債務	55,109千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高の総額

営業取引（支出分）	45,572千円
営業取引以外の取引（収入分）	7,693千円

2. 貸倒引当金戻入額

関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金の戻入れ12,498千円によるものであります。

3. 投資有価証券評価損

当事業年度において、投資有価証券の上場株式について30,843千円減損処理を行っております。

上場株式の減損処理にあたっては、当該株式の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合には、株式の評価額が著しく下落したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏づけられる場合を除き、減損処理をしております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,382,055株
------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	13,683千円
貸倒損失	43千円
未払事業税	7,734千円
減価償却費	3,625千円
一括償却資産	1,079千円
貸倒引当金繰入額	26,793千円
関係会社株式評価損	304,097千円
その他	11千円

繰延税金資産 小計	357,069千円
-----------	-----------

評価性引当額	－千円
--------	-----

繰延税金資産 合計	357,069千円
-----------	-----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	278千円
--------------	-------

繰延税金負債 合計	278千円
-----------	-------

繰延税金資産 純額	356,791千円
-----------	-----------

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ジーワンダッシュ	所有 直接 100.0%	サービス配信の 委託 (注) 1	手数料	38,503	売掛金	445,783
						前受金	53,649
子会社	Suishow株式会社	所有 直接 100.0%	位置情報共有 SNS、メタバース プラットフォーム運営の委託	資金の貸付	87,502	1年内 回収予定の 関係会社 長期貸付金	24,996
				利息の受取 (注) 2	973	—	—
				貸倒引当金 の戻入れ (注) 3	12,498	貸倒引当金	△87,502

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- サービス配信の委託条件は、市場の実勢価格等を勘案し価格を決定しております。
- 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- 連結子会社への債権の回収可能性を見積り、貸倒引当金を87,502千円計上しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 429円75銭
- 1株当たり当期純利益 93円58銭

重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。